

ヒアリング結果要旨

目次

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）	P. 2
独立行政法人国際協力機構（JICA）	P. 3
独立行政法人国際交流基金	P. 4
独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）	P. 5

主な御意見

【管理監督や支援体制の在り方について】

- ・諸外国における送出事情等の情報不足や国内の現状に関する情報の海外への発信力不足、移民労働者保護に当たっての情報の非対称性を改善するため、政府間を通じたDX化の推進が必要。
- ・送出機関が人材を募集し、日本にある監理団体等を通じて日本企業に受け入れる仕組みについては、国によっては制度が国際水準に達していないことや送出機関に対する管理監督が不十分である点などを是正する必要がある。
- ・送出国においてはハローワーク等の公的な職業紹介機関が機能していない地域もあることから、民間による送出しの仕組みを維持し、公的機関側は悪質な機関の排除等の管理・監督に注力する方向が望ましい。
- ・サプライチェーンと人権の観点から、政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の日本企業に対する啓蒙普及が重要。

【外国人の日本語能力の向上に向けた取組について】

- ・国全体の大きな方針の下で、体系的な日本語学習支援プログラムを創り、効果的・効率的に学習を行える環境を整えるべき。その際の費用負担についても、外国人材の環境や日本語能力の状況に合わせて、関係者全体が協力して負担し、持続可能なものとするのが望まれる。
- ・技能実習生等の実情を理解した上で日本語教育を行える指導者育成のための標準カリキュラムの構築と認定制度を創設し、質の担保の観点から、日本語指導の指導者は同制度の認定を受けた者とするべきことを検討すべき。
- ・現地での質の高い日本語教育のためには、適切な教材と、実用的な日本語を教えるスキルのある教師の育成が肝要である。

ヒアリング結果要旨

1 ヒアリング対象者

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）

杉浦専務理事、松富常務理事兼国際部長、堀口常務理事兼講習業務部長

2 内容

（制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について）

- 技能実習修了者が円滑に特定技能に移行できるよう、技能実習制度の職種・作業と特定技能制度の産業分野は整合性を図るべき。

（管理監督や支援体制の在り方について）

- 技能実習制度は、技能検定試験の確実な実施や相手国政府との相互認証等、技能実習を通じて技能が身についたことが目に見える形にすることが大事。
- 諸外国における送出事情等の情報不足や国内の現状に関する情報の海外への発信力不足、移民労働者保護に当たっての情報の非対称性を改善するため、政府間を通じたDX化の推進が必要。
- 手数料については、労働者から手数料を徴収してはならないとするILO181をアジアで締結しているのは日本とモンゴルのみであり、締結していない国に対し、受諾するよう働きかけるほか、そもそもILO181をどのように扱っていくのかを検討する必要がある。
- 悪質な監理団体や実習実施者等の排除に当たって、JITCOとしては、きめ細かな指導・助言のほか、要件の厳格化が必要ではないかと考える。事後的対策と併せて、法令違反や人権侵害を未然に防止する取組も重要である。

（外国人の日本語能力の向上に向けた取組について）

- 外国人材の日本語学習は、外国人材自身の負担と受入れ企業や監理団体の負担等により、個別に行われているのが現状であるが、国全体の大きな方針の下で、体系的な日本語学習支援プログラムを創り、効果的・効率的に学習を行える環境を整えるべきと考える。その際の費用負担についても、外国人材の環境や日本語能力の状況に合わせて、関係者全体が協力して負担し、持続可能なものとするのが望まれる。
- 技能実習生等の実情を理解した上で日本語教育を行える指導者育成のための標準カリキュラムの構築と認定制度を創設し、質の担保の観点から、日本語指導の指導者は同制度の認定を受けた者とするべきことを検討すべき。
- 外国人材の日本語学習環境を整備した受入れ企業に対する認定や表彰を行うことや、優良な監理団体・実習実施者の加点要件に日本語能力試験の合格率を追加するなどして、優遇措置を導入すべきである。
- 日本語指導者が都市部に偏在することを踏まえ、オンラインによる日本語教室を国や地方自治体を中心となって整備すべきである。

（その他）

- 世界の移民労働者の流れをマクロ的に分析しておくことが重要である。

以上

ヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

独立行政法人国際協力機構（JICA） 宍戸理事長特別補佐

2 内容

（管理監督や支援体制の在り方について）

- 訪日前の手数料軽減等の人材の送出しの適正化については、なかなか送出国政府から要請が出づらいのが現状。政府の二国間交渉のプロセスにおいて、JICAの技術協力をセットで提案いただくことも有用。
- 送出国機関が人材を募集し、日本にある監理団体等を通じて日本企業に受け入れる仕組みについては、国によっては制度が国際水準に達していないことや送出国機関に対する管理監督が不十分である点などを是正する必要がある。
- 送出国機関を活用しないリクルートについて、送出国においては、ハローワーク等の公的な職業紹介機関が機能していない地域もあることから、多くの人材を送り出す技能実習制度では、民間による送出しの仕組みを維持し、公的機関側は悪質な機関の排除等の管理・監督に注力する方向が望ましい。
- 送出国の若者が日本を選ぶ理由として、安心安全が非常に大きなブランドになっているため、そうした方々の信頼を裏切らないことが重要である。魅力的なキャリアを示したり、「労働者の安全な国際移動」といった人権保護の強化に向けた取組を行ったりしていく必要があるのではないかと。
- 手数料の不正な徴収などを行うブローカーを活用するような送出国機関を排除する方策としては、技能実習生から丁寧な聞き取りをするしかなく、現在JP-MIRAIではアプリを用いたヒアリングの仕組みを準備している。
- 送出しに国が直接関与している韓国においても、ブローカーの介在が指摘されており、また、そもそもの受入れ規模も小さいことから、国の直接的な関与についてはしっかりと見極める必要がある。

（外国人の日本語能力の向上に向けた取組について）

- 現地でのニーズ動向として、送出しの拡大を強く希望する国としては、インドネシア、スリランカ、ウズベキスタン、インド、バングラデシュなどがあるが、ほぼ全ての国から日本語教育の強化の要望がある。
- 入国前後における費用負担について、基本的には企業負担とするのが望ましいといえる。現実的には中小企業では財務的な面で難しいところもあり、日本語教育の質にもばらつきが生じてしまうことも考えられるので、自治体による支援も併用していくのが良いと考える。

（その他）

- 家族帯同の可否について、日本語能力等の一定の条件の下、家族帯同を認めてもいいのではないかとという意見を耳にする。しかし、一定の条件の内容についてはしっかりと検討する必要があると考える。

以上

ヒアリング結果要旨

1 ヒアリング対象者

独立行政法人国際交流基金 山本日本語第二事業部長

2 内容

(外国人の日本語能力の向上に向けた取組について)

- J F T - B a s i c は、基本的には特定技能の二国間取決めが作成されていることを前提とし、分野の試験実施に向けた政府間協議が整った段階で実施の準備を行っている。
- 送出し側では、現地の先生が母語を使って、伝統的な教材（文型積み上げ式）を使って教えていることが多い。一方で、受入れ側の企業や地域のコミュニティでは、生活や就労の場でコミュニケーションを取ることができる実用的な日本語能力を求めており、送出し側と受入れ側の間でのミスマッチを強く感じている。
- 現地での質の高い日本語教育のためには、適切な（C a n - d o によりコミュニケーション能力が身につく）教材と、実用的な日本語を教えるスキルのある教師の育成が肝要であり、国際交流基金ではそこに力を入れてきた。
- 日本語教育の費用負担は事業主負担を原則とするのが望ましいと思われるが、その結果として、母国で外国人本人に多額の費用負担が発生したり、事業主が費用の負担を抑制しようとするあまり、提供される日本語教育の質や、学習期間の確保等に支障が生じることも懸念される。個人的見解であるが、可能であれば、日本政府による提供又は支援により、無償で質の高い教育を提供することが望ましい。
- 現地の送出機関等で日本語を勉強している場合は、その日本語教育の費用を本人から徴収しているところも多く、その多寡は様々である。他方で、政策として人材送出しを重視しているインドやインドネシアといった国では、無償（もしくは安価）で日本語教育を受けられる場もある。
- C E F R の A 2 レベルの日本語能力の修得に要する期間は、学習者の能力や学習方法により幅があるが、6か月から1年必要だと思われる。例えば、インドネシア及びフィリピンとの E P A に基づく看護師・介護福祉士候補者は訪日前において J L P T の N 4 レベルが目標とされているところ、国際交流基金により日本語初学者の同候補者を対象に日本語教育を実施しているが、週5日間日本語を勉強するインテンシブなコースで約6か月行い、ごく一部だが不合格となってしまう人もいる。

以上

ヒアリング結果要旨

1 ヒアリング対象者

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）

三根企画部総括審議役、新井貿易投資相談課長、石川貿易投資相談課長代理、粕谷主幹（企画部）

2 内容

（管理監督や支援体制の在り方について）

- サプライチェーンと人権の観点から、政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が昨年9月に公表されたことにより、日本企業に対して、啓蒙活動を行っている。
- 啓蒙普及に関しては、経産省、弁護士事務所を講師に迎え、webでのセミナーに取り組んでいる。そのほか、ILOとの共同調査やJETROのアンケート調査などで、海外に進出している企業や日本の本社に対して、サプライチェーンと人権に関連する取組状況をまとめている。
- 中堅中小企業の海外展開に関する内容として、グローバル人材の活用等について相談を受けることがあり、進出の際は、進出・設立上の注意点、現地の法制度といった情報を提供するなどの対応を行っている。
- 日本でのサプライチェーンと人権については、ガイドラインが公表され、現在啓蒙普及に取り組んでいるところ。今後、特にヨーロッパにおいて取組を強化していく動きが出てきた場合には、日本との取引においてサプライチェーンでのエビデンス等を求められる可能性もあるだろう。将来、法制化を求められる可能性はあり得るものの、現在は自主的なガイドラインについて啓蒙普及することが重要と考えている。
- 強制労働に関する問題については、特定国の産地に限らず他の国からの移民も含めて、サプライチェーン上で懸念がないかなど、リスク管理が必要。このような対応は海外の日本企業にとっても大きな負担であり、すぐに対応できない問題でもある。そのため、引き続きこの問題自体をフォローし、情報収集しながら今後の方向性を見ていく必要がある。

（その他）

- JETROの高度外国人材支援については、ホームページを参照いただきたい。高度外国人材については、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」が設置されており、高度外国人材の受入れを推進しており、関係省庁と連携しながら「高度外国人材活躍推進ポータルサイト」による情報提供や外国人在留支援センター（FRES C）内のサテライトデスクでの企業担当相談員（コーディネーター）の配置などを行っている。
- 高度外国人材の受入れに当たっては、日本文化も理解している留学生が重要であると考えており、卒業後の就職機会の提供に関する支援や地域社会全体での受け入れが大切。高度外国人材の受け入れでは、家族の生活環境、国際学校の整備など、しっかりと対応していく必要がある。

以上